

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。#

問1 7点

（模範解答例）

A ○1点

リズムの本質である流動は、

B ①○1点

B ②○1点

観念的な思弁の産物ではなく

随時、随所に一定の位置と方向を帯びて流れ、

C ①○1点

C ②○1点

また媒体の変質によって途切れることがないため、

どんな感覚にも捉えられず、感覚

の錯誤を免れてもいるから。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点 Y 〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点 （7点）

【構造点】

・ Xは、条件Cを、C①とC②の〈因果関係〉をなす二成分に〈分析Ⅱ分けること〉する構造への評価である、ここでは、C①と、C②がそろっていれば、この構造が成立していると判断し1点加算。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 C①+C② ○1点

・ Yは、傍線部の理由を説明すべく、条件Aを、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉する構造への評価である。ここでは、Aと、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y 〈分析Ⅱ分けること〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。（5点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。（2点）

A 「リズムの本質である流動は、」（1点）

※ 傍線部の理由説明をするための話題の提示。

○ 「リズムの本体である流動こそは、」「リズムの核心である流動が、」などでも可。

× 「リズムの本質」「流動」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。

B 「観念的な思弁の産物ではなく、随時、随所に一定の位置と方向を帯びて流れ、」（2点）

※ Aを説明する一方の条件。

① 「観念的な思弁の産物ではなく、」の要素に1点。

○ 「観念的な思考が産み出した物ではなく、」「観念の産物ではなく、」などでも可。

× 「観念の産物」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

- ② 「随時、随所に一定の位置と方向を帯びて流れ、」の要素に1点。
- 「必要に応じた時間と空間のなかにある決まった位置と向きを持って流れ、」その時々々の時間と場所に
 応じて一定の場所と方向性を持ち、」などでも可。
- × 「随時、随所」「一定の位置と方向」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

C 「また媒体の変質によって途切れることがないため、どんな感覚にも捉えられず、感覚の錯誤を免れてもい
 るから。」(2点)

※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「また媒体の変質によって途切れることがないため、」の要素に1点。

○ 「また媒体が変わっても伝わっていくため、」媒体の変質を乗り越えていくため、」などでも可。

× 「媒体の変質で途切れない」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「どんな感覚にも捉えられず、感覚の錯誤を免れてもいるから。」の要素に1点。

○ 「感覚を超越しており、感覚によって錯覚されることがないから。」「特定の感覚に還元されず、感覚
 によって歪められることがないから。」などでも可。

× 「感覚の超越」「感覚による錯誤の否定」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

〔別解〕

A○1点

リズムの本質である流動は、

B○1点

B○1点

観念の産物ではなく 脈動の切れ目を含みつつ一筋に異質の媒体をも貫いて流れ、

X〈分析し分けること〉○1点

D○1点

D○1点

媒体の変質によって途切れることがなく いくつもある感覚にも捉えられず、感覚の錯誤

を免れているものであるから。

Y〈総合しまとめること〉○1点 (7点)

※ これは、B②が模範解答例とは内容に置き換わったものと考え、正解の一種とみなしたものである。条
 件Bの役割は実はB①で果されている(観念性の否定)と考え、B②がこのようにかわっていてもさしつ
 かえないという判断である。

問2 6点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

リズムを生むために

まず運動を流動へ導く抵抗が働き、

その流動を堰き止める抵

抗体が必要となり、

B①○1点

B②○1点

また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、その拍節を単位として完結さ

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○ 1点

せるための流動の粘性が必要である。 (6点)

【構造点】

- ・ Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「リズムを生むためにまず運動を流動へ導く抵抗が働き、その流動を堰き止める抵抗が必要となり、」(3点)

※ 「流動」を含む「抵抗」を説明するための一方の条件。

① 「リズムを生むために」の要素に1点。

○ 「リズムを引き起こすために」「リズムが発生するために」などでも可。

× 「リズムの発生」のニュアンスの二成分が入っていないければ×0点。

② 「まず運動を流動へ導く抵抗が働き、」の要素に1点。

○ 「まず、運動を流動へと発展させる抵抗が働き、」「運動を流動に変換する抵抗が必要であり、」などでも可。

× 「運動を」流動に導く抵抗」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「その流動を堰き止める抵抗が必要となり、」の要素に1点。

○ 「その流動を遮断しようとする抵抗を要し、」「流動を阻止しようとする抵抗が必要とされ、」などでも可。

× 「流動に対する抵抗体」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、その拍節を単位として完結させるための流動の粘性が必要である。」(2点)

※ 「流動」を含む「抵抗」を説明するための他方の条件。

① 「また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、」の要素に1点。

○ 「また反復、往復の拍節運動を生起させる壁が必要であり、」「反復、往復の拍節運動を展開させるための抵抗壁を要し、」などでも可。

× 「反復、往復の拍節運動」「障壁」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「その拍節を単位として完結させるための流動の粘性が必要である。」の要素に1点。

○ 「その拍節を単位として成立させる流動の粘性が不可欠である。」「拍節を単位に仕上げていくための流動の粘性がなくてはならない。」などでも可。

× 「拍節を単位として完結させる」「流動の粘性」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

問3 6点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

リズムを起こす流動が、大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、

B○1点

根本は拍節の流動と同じだが、

C①○1点

C②○1点

媒体のみが堰き止められ、純粹波動自体は停まらないという現象。(6点)

X〈逆説⇐矛盾を含むこと〉○1点

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを、B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく〈逆説⇐矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A内の要素、B、C内の要素がそろっていれば、この仕組みの骨組みは成立していると見なし1点加算。

X〈逆説⇐矛盾を含むこと〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「リズムを起こす流動が、大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための前提条件。

① 「リズムを起こす流動が、」の要素に1点。

○ 「リズムを生む流動が、」「リズムを起動する流動が、」などでも可。

× 「リズムの起動」「流動」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

② 「大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、」の要素に1点。

○ 「大きな抵抗に遭って乗り換えられなくなると、」「大きな抵抗に遭遇して乗り換え出来なくなると、」などでも可。

× 「大きな抵抗を受ける」「乗り換え不能」の二成分のニュアンスがそろって いなければ×0点。

B 「根本は拍節の流動と同じだが、」(1点)

※ 傍線部の説明をすべく、さらにAを説明する一方の条件。

○ 「本質的には拍節の流動と変わらないのだが、」「原理的には拍節の流動と同様なのだが、」などでも

可。

× 「根本は拍節の流動と同じ」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

C 「媒体のみが堰き止められ、純粹流動自体は停まらないという現象。」(2点)

※ 傍線部の説明をすべく、さらにAを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「媒体のみが堰き止められ、」の要素に1点。

○ 「媒体は進むことが出来ず、」媒体だけが進行を阻まれ、」などでも可。

× 「媒体の堰き止め」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「純粹流動自体は停まらないという現象。」の要素に1点。

○ 「純粹流動は留まることがないという現象。」「純粹流動そのものは停止しないという現象。」などでも可。

× 「純粹流動の停止の否定」「現象」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

問4 8点

(模範解答例)

A ○1点

鹿おどろば、

B ○1点

流れる媒体である水を、竹筒の先の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、

C ①○1点

やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、竹筒の他端が石に打ちつけられて

C ②○1点

音を立て、媒体を音に乗り換え、

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点

D ①○1点 D ②○1点

感覚を媒介とせずに、リスミカルな音を聴く装置だということ。

Y 〈総合Ⅱまとめること〉 ○1点 (8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、話題のAを、B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明してゆく構造への評価である。ここでは、条件A、Bと、条件C内の要素がそろっていれば、この構造の骨組みは成立していると見なし1点加算。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 A+B+Cの要素 ○1点

・ Yは、B、CをDにまとめて結論づける〈総合Ⅱまとめること〉の構造への評価である。条件B、条件C内の要素、D内の要素がそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y 〈総合Ⅱまとめること〉 B+Cの要素+Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件C、D内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「鹿おどしは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題の条件である。

○ 「鹿おどしとは、」「鹿おどしなるものは、」などでも可。

× 「鹿おどし」の成分が入っていないなければ×0点。

B 「流れる媒体である水を、竹筒の一端の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、」(1点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明して行く一方の条件。

① 「流れる媒体である水を、竹筒の一端の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、」の要素に1点。

○ 「流れる媒体としての水を、竹筒の一方の端に作られた水受けで堰き止め、水力に抵抗した後に、」「流れて行く媒体である水を、竹筒の一方の端の水受けで受け止め、水の圧力に抗した上で、」などでも可。

× 「流れる媒体である水」「竹筒の一端の水受けで堰き止める」「水の力に抵抗」のニュアンスの三成分が入っていないければ×0点。

C 「やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、竹筒の他端が石に打ちつけられて音を立て、媒体を音に乗り換え、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明して行く、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、」の要素に1点。

○ 「やがて下に押し下げられて、水を吐き出して跳ねあがると、」「ある瞬間押し下げられて水をこぼした弾みではねると、」などでも可。

× 「押し下げられる」「水をこぼして跳ねあがる」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「竹筒の他端が石に打ちつけられて音を立て、媒体を音に乗り換え、」の要素に1点。

○ 「竹筒の反対側が石に衝突して音を立て、音へと媒体を乗り換え、」「竹筒の他端が石にぶつかって音を響かせ、媒体を音に切り換えて、」などでも可。

× 「竹筒の他端が石にぶつかって音を立てる」「媒体の音への乗り換え」の二成分のニュアンスがそろっていないければ×0点。

D 「感覚を媒介とせずに、リズムを直接に楽しむ装置だということ。」「(2点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「感覚を媒介とせずに、」の要素に1点。

○ 「感覚に依拠せずに、」「感覚にコントロールされずに、」などでも可。

× 「感覚の媒介の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「リズムを直接に楽しむ装置だということ。」「の要素に1点。

○ 「リズムを直に楽しむためのしつらえだということ。」「リズムを媒介なしに享受するための装置だということ。」「などでも可。

× 「リズムを直接楽しむ装置」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

問5 4点

(模範解答例)

A ○1点

葉先に雫が溜まって水滴ができ、表面張力の抵抗によって膨らむまでが序、

B ○1点

この力の均衡が破れるのが破、

C ○1点

そして、膨らみ切った水滴が球となり地面に落ちるのが急。 (4点)

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点

【構造点】

・Xは、「葉先の水滴」の通時的な構造を、Aの「序」、Bの「破」、Cの「急」の三条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立していると判断して1点加点。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 A+B+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、原則的に部分採点可能とする。(3点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「葉先に雫が溜まって水滴ができ、表面張力の抵抗によって膨らむまでが序、」(1点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「序」に相当する条件。

○ 「葉先に雫が溜まるだけ溜まり、それ自体の表面張力の抵抗によって膨らんで行くまでが序、」「葉先
の雫が水滴を形成し、表面張力を抵抗として流れぬままに膨らむまでが序、」などでも可。

× 「葉先に雫が溜まる」「表面張力の抵抗で膨らむ」「序」のニュアンスの三成分が入っていなければ×
0点。

B 「この力の均衡が破れるのが破、」(1点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「破」に相当する条件。

○ 「このバランスが破れる瞬間が破、」「この力の均衡が崩れるのが破」などでも可。

× 「均衡(バランス)が破れる」「破」のニュアンスの二成分がそろっていなければ×0点。

C 「そして、膨らみ切った水滴が球となり地面に落ちるのが急。」(1点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「急」に相当する条件。

○ 「そして、膨らみ過ぎた水滴が勾玉状の球となって地面に落下するのが急。」「そして、膨らむだけ膨らんだ水滴が球になって地表にしたり落ちるのが急。」などでも可。

× 「膨らみ切った水滴が球となる」「地面に落ちる」「急」のニュアンスの三成分が入っていないならば0点。

問6 6点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点

A③○1点

個体は「一定期間単位としての」同一性を保つ存在だが、

B①○1点

B②○1点

生命全体の流動から見れば、継続的發展への抵抗だから。(6点)

X〈逆説⇕矛盾を含むこと〉○1点

【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉するA、Bの二条件に引き裂いて説明する、〈逆説⇕矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここからはA、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていればこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説⇕矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士においても、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「個体は一定期間単位としての同一性を保つ存在だが、」(3点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「個体は」の要素に1点。

○ 「個体自身は」「個体そのものは」などでも可。

× 「個体」の成分が入っていないならば×0点。

② 「一定期間単位としての」の要素に1点。

○ 「ある程度持続的に一単位として」「ある程度継続的に独立した単位である」などでも可。

× 「一定期間」「単位」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

③ 「同一性を保つ存在だが、」の要素に1点。

○ 「同一性を維持する存在だが、」「同一性を持ち続ける存在だが、」などでも可。

× 「同一性を保つ」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

B 「生命全体の流動から見れば、継続的發展への抵抗だから。」(2点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「生命全体の流動から見れば、」の要素に1点。

- 「生命全体の流動の歴史から見れば」、「生命全体の流動を俯瞰すれば、」などでも可。
- × 「生命全体の流動から見る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「継続的發展への抵抗だから。」の要素に1点。
- 「持続的な發展に対する抵抗という意味を持つから。」「継起的な發展への抵抗の契機をなすから」などでも可。
- × 「継続的發展」「抵抗」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

〔別解〕

B①○1点 B②○1点

生命全体は 流動を維持し続けているのだが、

B②○1点 A①○1点A②○1点A③○1点B②○1点

その流動が 抵抗ともいいうべき 個体の 形成を通して なされているから。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (6点)(4点)

※ 模範解答から見れば、「個体」のA②、A③の条件が抜けているが、「形成を通して」にこれらの内容が含まれていると考えるならば、またB①は二要素によって、またB②は三要素のよって満たされていると考えるなら、これも正解となりうる。ただこのようにやや屈折した解答を書く高校生は余りいないと思われるが。採点の考え方による。本来ならば、模範解答の採点基準に従えば、厳しく4点ということになる。

問7 8点

〔模範解答例〕

A①○1点

A②○1点

自己主張をし、同一性を守ろうとする固体内でも

それなりの変化發展はあるが、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

新しい種を生むような生物の進化は、 遺伝子を受け渡す 固体の死と誕生の断絶とい

B④○1点

う 鹿おどし構造を通した、突然変異としてのみ現れるから。

X〈弁証法〓創造すること〉○1点

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

【構造点】

・Xは、条件B内部において、B②(≠)「流動」、B③(≠)「個体」という「抵抗」の契機を含むこと、(≠)矛盾する二契機を止揚して(≠)B①+B④を達成するところ、(≠)弁証法〓創造することの構造に対する評価である。ここでは、B②、B③があり、加えて(≠)B①、B④のどちらかの要素があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈弁証法〓創造すること〉 B②+B③+(≠)B①、B④のどちらか〇1点

・Yは、傍線部を、(≠)矛盾する二条件A、Bに引き裂いて説明する、(≠)逆説〓矛盾を含むこと(≠)の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(6点満点)

※ ただし、「構造点」X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「自己主張をし、同一性を守ろうとする個体内でもそれなりの変化発展はあるが、」(2点)

※ 傍線部を説明するための、譲歩的な一方の条件。

① 「自己主張をし、同一性を守ろうとする個体内でも」の要素に1点。

○ 「それぞれ自己を主張し、同一性を維持しようとする個体においても」「各自自己主張し、同一性を保とうとする個体内でも」などでも可。

× 「自己主張」「同一性を守る」「個体」のニュアンスの三成分がそろっていないなければ×0点。

② 「それなりの変化発展はあるが、」の要素に1点。

○ 「それなりに進化発展はあろうが、」「わずかだけなら変化させられようが、」などでも可。

× 「それなりの発展進化」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

B 「新しい種を生むような生物の進化は、遺伝子を受け渡す個体の死と誕生の断絶という鹿おどし構造を通した、突然変異としてのみ現れるから。」(4点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「新しい種を生むような生物の進化は、」の要素に1点。

※ 話題とも言えるし、〈弁証法〉の止揚された次元の内容とも言える条件。

○ 「種の誕生というような生物進化は、」「新しい種の創造というような生物の進化は、」などでも可。

× 「種の誕生」「生物進化」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。

② 「遺伝子を受け渡す」の要素に1点。

※ 〈弁証法〉の〈矛盾≠衝突〉する契機(要因)の一方。「流動」の条件。

○ 「遺伝子を伝える」「遺伝子を流動させる」などでも可。

× 「遺伝子の受け渡し」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

③ 「個体の死と誕生の断絶という」の要素に1点。

※ 〈弁証法〉の〈矛盾≠衝突〉する契機(要因)の他方。「抵抗」の条件。

○ 「個体の死と新たな生の断絶という」「死と生による個体の断絶という」などでも可。

× 「個体の死と誕生による断絶」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

④ 「鹿おどし構造を通した、突然変異としてのみ現れるから。」の要素に1点。

○ 「鹿おどし構造に乗った、突然変異としてしか現れないから。」「鹿おどし構造に拠った、突然変異としてしか起こりえないから。」などでも可。

× 「鹿おどし構造」「突然変異」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。

〔別解〕

A○1点

新しい種を生むような生物の進化は、

B ○1点

親から子への世代交代を通して遺伝子を受け渡す、

C ○1点

X 〈逆説⇕矛盾を含むこと〉 ○1点

あるいは個体の死と誕生の断絶の際に起こる

D ① ○1点

D ② ○1点

突然変異としてのみ現れ、 それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になるか

5。

X 〈分析⇕分けること〉 ○1点 Y 〈弁証法⇕創造すること〉 ○1点 (8点)

※ 模範解答の A 系列を全く欠いた解答なのだが、これを正解とするなら次のよう

に採点ポイントとするしかないだろう。つまり、模範解答の A 系列を採点項目としなければ、これが正解となり得るが、少々無理があるかもしれない。

A 「新しい種を生むような生物の進化は、」(1点)

× 「新しい種」「生物の進化」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

B 「親から子への世代交代を通して遺伝子を受け渡す、」(1点)

× 「世代交代」「遺伝子の受け渡し」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

C 「あるいは個体の死と誕生の断絶の際に起こる」(1点)

× 「個体の死と誕生」「断絶」のニュアンスの二成分が入っていないならば×0点。

D 「突然変異としてのみ現れ、それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になから。」(2点)

① 「突然変異としてのみ現れ、」の要素に1点。

× 「突然変異」の成分が入っていないならば×0点。

② 「それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になから。」の要素に1点。

× 「『生命』の刷新と発展」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

【構造点】

・Xは、傍線部の理由説明をすべく、条件Aを、〈矛盾する二条件B、Cに引き裂いてsets 瞑するかのように見える、〈逆説⇕矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立しているとみなして1点加

X 〈逆説⇕矛盾を含むこと〉 A+B+C ○1点

・Yは、〈矛盾する二条件条件B、Cを〈止揚〉して、条件D、Aに到達する、〈弁証法⇕創造すること〉の構造への評価である。ここでは、B、Cがそろっており、〈D①、D②、Aのいずれか〉があればこの構造の骨組みが成立していると評価して1点加

Y 〈弁証法⇕創造すること〉 B+C+〈D①、D②、Aのいずれか〉 ○1点

・Zは、傍線部の理由説明を〈矛盾しないAと〈B+C+D〉の二部分に〈分析⇕分けること〉する構造があるとしてそれへの評価である。ここでは、Aがあり、〈B、C、D①、D②のいずれか〉があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして

1点加
点。

Y
(分析||分けること)

A +

(B、

C、

D①、

D②の

いずれか

(

O

古文 第2問

問1(各2点×3)

a (1点)

b (1点)

問1・①・模範解答

今すぐにも犬が狐に食らいつきそうに見えたので、(2点)

【各部の採点】 2点満点。加ポイント2箇所。

a 「今すぐにも犬が狐に食らいつきそうに」…1点。「今にも犬がかみつきそうに、」の内容。完答。

b 「見えたので」…1点。「見える・思える」＋過去十原因理由がそろっていること。完答。

a (1点)

b (1点)

問1・②・模範解答

たいそう容姿の美しい女が、突然馬飼いの男のもとにやってきました。(2点)

【各部の採点】 2点満点。加ポイント2箇所。

a 「たいそう容姿の美しい女が」…1点。「たいそう美しい」＋主格の意味。

b 「突然馬飼いの男のもとにやってきました、」…1点。「突然・急にやってきました」の意味

a (1点)

b (1点)

問1・③・模範解答

狐は男との約束を破ることはなかったということである(2点)

【各部の採点】 2点満点。加ポイント2箇所。

a 「狐は男との約束を」…1点。「狐は男との約束を」のような具体的な言葉の補足。完答。

b 「破ることはなかった」ということである…1点。「破る」＋「ということである」のような結びの補足。

完答。

問2 a || む

b || め

c || む

(各1点) 解答通り

問3 い || エ

ろ || イ

は || ア

に || ウ

(各1点) 解答通り

問4 5点

a (1点)

b (2点)

c (2点)

問4・模範解答

ラ行変格活用動詞「あり」の連用形＋強意の助動詞「ぬ」の未然形＋推量の助動詞「む」の終

止形 (5点)

【各部の採点】 5点満点。加ポイント3箇所。

a 「ラ行変格活用動詞「あり」の連用形」…1点。このままの解答。完答。

b 「強意(完了)の助動詞「ぬ」の未然形」…2点。このままの解答。完答。

c 「推量の助動詞「む」の終止形」…2点。このままの解答。完答。

問5 5点

- a (1点)
- b (2点)
- c (1点)
- d (1点)

問5・模範解答 狐が男に与えた金と銭は、すべて使わず少しでも残しておけばもとの金額に戻るので、一度に全部使ってしまったてはならないということ。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加点ポイント4箇所。

- a 「狐が男に与えた金と銭は、」…1点。狐が男に与えたお金という内容説明。
- b 「すべて使わず少しでも残しておけばもとの金額に戻る」…2点。お金をすべて使わなければもともどるという内容。
- c 「一度に全部使ってしまったてはならない」…1点。一度に全部費やすなの内容。
- d 「ということ」…1点。文末のかたち。ここだけ正解は加点なし。

問6 5点

- a (1点)
- b (2点)
- c (2点)

問6・模範解答 狐の、馬飼いの男以外の人に姿を見せるのは許してほしいという願いと、帰り道が不安だから送りの者を付けてほしいという願い。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加点ポイント3箇所。

- a 「狐の…願い」…1点。このような答え方。ここだけ正解では加点なし。
- b 「馬飼いの男以外の人に姿を見せるのは許してほしい」…2点。馬飼いの男以外は顔をみせたくないという内容。
- c 「帰り道が不安だから送りの者を付けてほしい」…2点。帰り道に見送りを付けてほしいという内容。

問7 イ (2点)

古文 第3問

問1(各3点×3)

a (1点) b (2点)

問1・①・模範解答

ゆったりとした気持ちで仏道の修行をしております。(3点)

【各部の採点】3点満点。加点ポイント2箇所。「ゆったりとした気持ちで」の箇所は採点の対象とはしないが、

この箇所が抜けていたり、あきらかにおかしいな解答を書いた場合は1点の減点。

a 「仏道の修行をして」…1点。「仏道修行・勤行」の内容。

b 「おりたいものです」…2点。願望+丁寧の意。完全解答。

a (2点) b (1点)

問1・②・模範解答

帝が御病気でいらっしゃる。(3点)

【各部の採点】3点満点。加点ポイント2箇所。

a 「病気で」…2点。「病気になる」の内容。

b 「いらっしゃる」…1点。「いらっしゃる・おくになる・くされる」のような尊敬の補助動詞の解釈。このみ正解は加点無し。

a (2点) b (1点)

問1・③・模範解答

宇治殿(関白殿)は快方に向かわれて。(3点)

【各部の採点】3点満点。加点ポイント2箇所。

a 「快方に向か」…2点。「回復する・快方に向かう」のような「病気がなおる」の意味。

b 「われて」…1点。「いらっしゃる(いらっしゃって)・おくになる(おくになって)・くされる(くされて)」のような尊敬の補助動詞の解釈。このみ正解は加点無し。

問2 5点

a (2点) b (2点) c (1点)

問2・模範解答

成尋が、加持祈禱をするために宇治殿のもとへ参ったということ。(5点)

【各部の採点】5点満点。加点ポイント3箇所。

a 「成尋が、く宇治殿のもとへ」…2点。このような主体と客体の明示。

b 「加持祈禱をするために」…2点。「病気を治すために」でも可。

c 「ということ」…1点。文末処理。ただしここだけ正解は加点無し。

問3 5点

a (2点)

b (2点)

問3・模範解答

帝の突然の崩御を現実であると受け止められず、長年親しみ深く接してくださったことを思

c (1点)

い出すとしみじみと悲しくてやりきれなくなるという思い。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加ポイント3箇所。

a 「帝の突然の崩御を現実であると受け止められず」：2点。帝の死を現実として受け止められないという内容。

b 「長年親しみ深く接してくださったことを思い出すとしみじみと悲しくてやりきれなくなる」：2点。

長年親しみやすく接してくれたことが思い出されて悲しいという内容。

c 「という思い」：1点。文末処理。ただしここだけ正解は加點無し。

問4 5点

a (1点)

b (2点)

c (2点)

問4・模範解答

筆者(である母)の、成尋の近くで念仏を続けることができるのをこれ以上ないほど嬉しく

思う心情。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加ポイント3箇所。

a 「筆者の・・・心情」：1点。このような形式で答えること。ここだけ正解では加點なし。

b 「成尋の近くで念仏を続けることができる」：……2点。息子の近くで念仏をして過ごすことができるという

内容。

c 「これ以上ないほど嬉しく思う」：2点。「理想的な・最高の」のような評語。「とてもうれしく」だと1点。

問5 6点

a (2点)

b (2点)

c (2点)

問5・模範解答

若い頃は、人騒がしくない所で落ち着いて仏道修をしたいと心掛けてきたが、年老いて、死

ぬ前に文殊菩薩由来の唐の五台山に参拝したいと思うようになった。(6点)

【各部の採点】 6点満点。加ポイント3箇所。

a 「若いころは・・・だったが、年老いて、死ぬ前・・・と思うようになった」：2点。このような若いころと

年老いてからの考え方を対比させていること。ただし、ここだ

け正解では加點なし。

b 「人騒がしくない所で落ち着いて仏道修行をしたい」：……2点。静かな場所で落ち着いて仏道修行をする

という内容。

c 「文殊菩薩由来の唐の五台山に参拝したい」：2点。中国に渡って、文殊菩薩を参詣したいという内容。

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問。

基準 配点：8点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A 1	B 1	C 1	D 1
皇帝の <u>望まないことは</u> <u>必ずその意思に従って</u> <u>非難し</u> 、			
E 1	F 1	G 1	H 1
皇帝の <u>望むことは</u> 、 <u>必ずその意思に従って</u> <u>ほめたたえた</u> 。			

要素A 「主意の」の解釈＝皇帝の…1点

・「皇帝・帝・主君」の意がなければ、**要素A加点数なし** (**要素A＝0点**)。

・「王」は不可。**要素A加点数なし** (**要素A＝0点**)。

・「皇帝の」は「皇帝が」でも可。

・「意」を訳出して、「皇帝の意思の」「皇帝の考えが」のようにしても可。

要素B 「欲せざる所は」の解釈＝望まないことは…1点

・「望まない」「は」、「求めない」「希望しない」「嫌う」「いやがる」「したくない」「好まない」「意にそぐわない」などでも可。

・「欲しない」「欲しがらない」「は」**要素B加点数なし** (**要素B＝0点**)。

・「所」は、「～ようなこと」「～もの」「も」可。

・「所」の解釈を「所(ところ)」「のままにしているものは**要素B加点数なし** (**要素B＝0点**)。

・「は」「は」に(対して)は「を」なども可。

・「は」の部分が不適切な送り仮名であったり、送り仮名がないものは**要素B加点数なし** (**要素B＝0点**)。

要素C 「必ず因りて」の解釈＝必ずその意思に従って…1点

・「必ず」「は」「いつも」「常に」なども可。

・「必ず」の訳出がないものは**要素C加点数なし** (**要素C＝0点**)。

・その意思に従って「は」、「それに従って」「それに追従して」「その」＝皇帝の「意思の通りに」「皇帝に従って」「そのまじ」なども可。

・その意思に「」「それに」「その」などの補いがないものは**要素C加点数なし** (**要素C＝0点**)。

要素D 「之を毀り」の解釈＝非難し…1点

・「之を」を訳出し、「これを非難し」「それを非難し」「そのことを非難し」のようにしても可。

・「非難し」「は」、「悪口を言い」「批判し」なども可。

・「そしり」「謗り」「譏り」「誹り」も可とするが、「毀り」は**要素D加点数なし** (**要素D＝0点**)。

要素E 「主意の」の解釈＝皇帝の…1点

・「皇帝・帝・主君」の意がなければ、**要素E 加点なし (要素E = 0点)**。

・「皇帝の」は「皇帝が」でも可。

・「意」を訳出して、「皇帝の意思の」「皇帝の考えが」のようにしても可。

要素F 「欲する所は」の解釈＝望むことは…1点

・「望まない」は、「求める」「希望する」「好む」「したがる」「意に沿う」なども可。

・「欲する」は**要素F 加点なし (要素F = 0点)**。

・「所」は、「〜ようなこと」「〜もの」も可。

・「所」の解釈を「所(ところ)」「のままにしているものは**要素F 加点なし (要素F = 0点)**。

・「は」は「に(対して)」は「を」なども可。

・「は」の部分不適切な送り仮名であったり、送り仮名がないものは**要素F 加点なし (要素F = 0点)**。

要素G 「必ず因りて」の解釈＝必ずその意思に従って…1点

・「必ず」は「いつも」「常に」なども可。

・「必ず」の訳出がないものは**要素G 加点なし (要素G = 0点)**。

・その意思に従って「は」「それに従って」「それに追従して」「その」＝皇帝の「意思の通りに」「皇帝に従って」「そのまま」なども可。

・その意思に「」「それに」「その」などの補いがないものは**要素G 加点なし (要素G = 0点)**。

要素H 「之を誉む」の解釈＝ほめたたえた…1点

・文末の時制(過去) 表現は不問とする(「ほめたたえる」も可)

・「之を」を訳出し、「これを非難し」「それを非難し」「そのことを非難し」のようにしても可。

・「ほめたたえた」は、「ほめた」「称賛した」なども可。

・「賛成した」「同意した」は**要素H 加点なし (要素H = 0点)**。

大問四 問2

基準 配点：4点(2点×2)

■模範解答 解答例のみ正解。ただし()の有無は問わない。

② (エ) ④ (イ)

大問四 問3

基準 配点：3点(1点×3)

■模範解答 解答例のみ正解。

(a) ひととなり (b) なんすれぞ (c) こたえ (へ) て

■形式上の不備

- ・「すべてひらがなで」という条件なので、一字でも漢字やカタカナを書いている場合は、問4全体不可(0点)
- ・句読点の有無は不問。

基準 配点:10点

■模範解答

A 1	B 1	C 1
いやしくも	かくのごとくなら	ずんば、
D 1	E 1	F 3
なにをもつて	そのみを	まつと(た)うせん
		G 1
		や

要素A 「苟」の読み=いやしくも:2点

- ・解答例のみ正解。

・他は一字でも誤りがあれば**要素A加點なし(要素A=0点)**。

要素B 「如此」の読み=かくのごとくなら:1点

- ・「かくのごとくせ」「かくのごとくから」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素B加點なし(要素B=0点)**。

要素C 「不」の読み=ずんば:1点

- ・「ずんば」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素C加點なし(要素C=0点)**。

要素D 「何以」の読み=なにをもつ(つ)て:1点

- ・「なにをもつ(つ)てか」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素D加點なし(要素D=0点)**。

要素E 「其身」の読み=そのみを:1点

- ・解答例のみ正解。

・他は一字でも誤りがあれば**要素E加點なし(要素E=0点)**。

要素F 「全」の読み=まつ(つ)と(た)う(く)せん:3点

- ・「まつ(つ)と(た)うする」は**要素F減點1点(要素F=2点)**

・「まつ(つ)と(た)うす」は**要素F減點1点(要素F=1点)**

・他は一字でも誤りがあれば**要素F加點なし(要素F=0点)**。

要素G 「哉」の読み=や:1点

- ・解答例のみ正解。
- ・他の読み方をしているもの(「か」「かな」など)や、読んでいないものは**要素G**加点なし(要素**G=0点**)。

大問四 問5

■形式上の不備

- ・文末表現は不問。
- ・句読点の有無は不問。

基準 配点：5点

■模範解答

A 1 B 1 C 1 D 2

楊再思は 人間でありながら キツネのように 悪賢い ということ(意味)。

要素A この言葉が楊再思のことを言ったものであることを明らかにしている…1点

- ・「楊」のみ、「再思」のみは要素A加点なし。

要素B 「両脚(二本足)」が、人間のことであることこの理解…1点

- ・「人」も可。

要素C 「野狐(キツネ)」が比喩であることこの理解…1点

- ・「のように」「は」「と同じく」なども可。
- ・「キツネ」は、「狐」「きつね」も可。
- ・「キツネ(狐・きつね)」に「野」をつけても可(「野ギツネ」など)。
- ・また「野」を「野生の」と訳しても可。

要素D 比喩の内容…2点

- ・「悪賢い」「は」「するがしこい」「卑怯だ」「心が汚い」のように、「人間性・精神性の低劣さ」を意味する内容であれば可。
- ・「おべっか使い」「強いものに追従する」「卑屈だ」のように、文章の内容には合っているが「キツネ」の比喩としてふさわしくないものは要素D1点減点(要素D1点)。
- ・「悪い」「よくない」「汚い」など、精神性・人間性を意味するとは限定できない表現は要素D加点なし(要素D=0点)

大問四 問6

■形式上の不備

- ・文末表現は問わない。
- ・文末に句点のないものは1点減点。

基準 配点：10点

■模範解答 同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

A 1

すぐれた人材の登用を行うこともなく

B 2

皇帝の言外の意味を読み取り、

C 3

ひたすらそれに迎合することで

D 1

保身を図り、

E 1

長年宰相を務めたが、

F 2

当時の人々からは軽蔑された

人物。

要素A すぐれた人物の登用（推挙・推薦）を行わなかった：1点

・「すぐれた」の要素は不問。

要素B 皇帝の言外の意味を読み取る：2点

・「皇帝の機嫌をうかがう」なども可。

要素C 皇帝の意思に迎合する：3点

・「迎合する」は、「従う」「こびる」「こびへつらう」意の表現であれば可。

要素D 保身を図る：1点

・「自分の身を守ろうとした」意の表現であれば可。

・「しようとした」という表現がなく、「保身した（自分の身を守った）」でも可。

要素E 長年宰相を務めた：1点

・「政治生命の長さ」を意味する表現であれば可。

・「三人の皇帝に仕えた」意の表現も可。

要素F 当時の人々から軽蔑された：2点

・「人々からくされた」という要素がなくても、「軽蔑すべき」「人間性の低劣な」という意の表現であれば可。

大問四 問7

■形式上の不備

- ・（ ）の有無は問わない。
- ・順不同。

基準 配点：4点（1点×4）

■模範解答

(ウ)(エ)(カ)(ク)

- ・正解一つにつき1点。
- ・不正解一つにつき減点1点。